

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画について

1-1 計画の名称

本計画の名称は、前期計画の名称を引き継ぎ「第2期おおむら支え合いプラン」とし、地域住民一人ひとりの支え合いの意識づくりを目指します。

1-2 策定の主旨

地域福祉とは、全ての人が住み慣れた地域で支え合い、地域全体で生活課題を発見し、解決していくことで、一人ひとりが地域の一員として生活を送れるような地域社会をつくることです。

しかしながら、少子高齢化、人口減少社会の到来により社会基盤が変化し、地域の支え合いの意識の希薄化によって地域から孤立する人や、「8050問題」、「ダブルケア問題」など複合的な問題を抱える人、生活困窮者の増加など、地域生活課題は複雑化・多様化しています。また、当事者自身が問題と認識しておらず、支援の必要性に気付かないケースも増えてきています。

支援を必要としている人やその家族が地域社会の中でいきいきとした生活を送るには、公的サービス（公助）のみではなく、地域でのふれあいや交流、助け合い（共助・互助）、健康づくり（自助）といった、住民と行政の協働による地域全体での支え合いを進める必要があります。

大村市では、平成23（2011）年度に「おおむら支え合いプラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定し、「向こう三軒両どなり みんなつながり支え合い いきいき安心おおむらづくり」の基本理念に基づき、地域福祉の推進に取り組んできました。

この「おおむら支え合いプラン」の計画期間が令和2（2020）年度までとなっていることから、これまでの取組を継承するとともに、時代の変化に対応した取組を推進するため、「第2期おおむら支え合いプラン」を策定します。



1-3 計画の位置づけ

大村市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する計画です。「大村市総合計画」を上位計画として位置づけ、本市の福祉分野の個別計画と整合性を図り、共通して取り組むべき事項を整理して策定しています。

なお、大村市社会福祉協議会との協働により、地域福祉を実践するためのアクションプランである「地域福祉活動計画」と一体的に策定しています。

また、成年後見制度利用促進法第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進計画」を盛り込んで策定しています。



◆社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

1-4 社会福祉協議会と地域福祉活動計画

(1) 社会福祉協議会について

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第109条に規定される地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、以下の事業を行っています。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

大村市社会福祉協議会は、昭和31（1956）年に設立され、住民一人ひとりの幸せづくりのため、地域に根ざした在宅福祉サービス、福祉教育、ボランティア活動、福祉施設の支援活動を行い、福祉文化の向上を目的とした様々な福祉活動を展開しています。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社協が策定する「行動・活動」計画です。住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画には、行政計画と民間活動計画という違いがありますが、公民協働による地域福祉の推進が共通の目的となっているため、第1期計画と同様に市と社協の協働により二つの計画を一体的に策定しています。

2 地域福祉を取り巻く国の動き

2-1 国の取組状況等

地域福祉に関する近年の国の主な動きは、以下のとおりです。

近年の国の主な動き

	概 要
平成26年 (2014年)	『災害対策基本法』施行 ・避難行動要支援者名簿の作成の義務
平成27年 (2015年)	『生活困窮者自立支援法』施行 ・自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給の義務
平成28年 (2016年)	『成年後見制度利用促進法』施行 ・成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画の策定(努力義務) 『再犯防止推進法』施行 ・地方再犯防止推進計画の策定(努力義務) 『自殺対策基本法』改正 ・自殺対策計画の策定(義務) 「ニッポン一億総活躍プラン」において、 地域共生社会の実現 が盛り込まれる 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
平成30年 (2018年)	『社会福祉法』改正 ・地域福祉推進の理念を規定 ・包括的な支援体制づくりに努めることを規定 ・地域福祉計画の充実(策定の努力義務、福祉分野の上位計画として位置づけ) 『生活困窮者自立支援法』改正 ・生活困窮者の自立支援の強化
令和元年 (2019年)	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」設置
令和2年 (2020年)	『社会福祉法』改正(令和3(2021)年4月1日施行予定) ・「重層的支援体制整備事業」を創設

2-2 地域共生社会の実現に向けて

平成 28 (2016) 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」は、少子高齢化の問題に真正面から取り組み、一億総活躍社会を目指すための実行計画です。

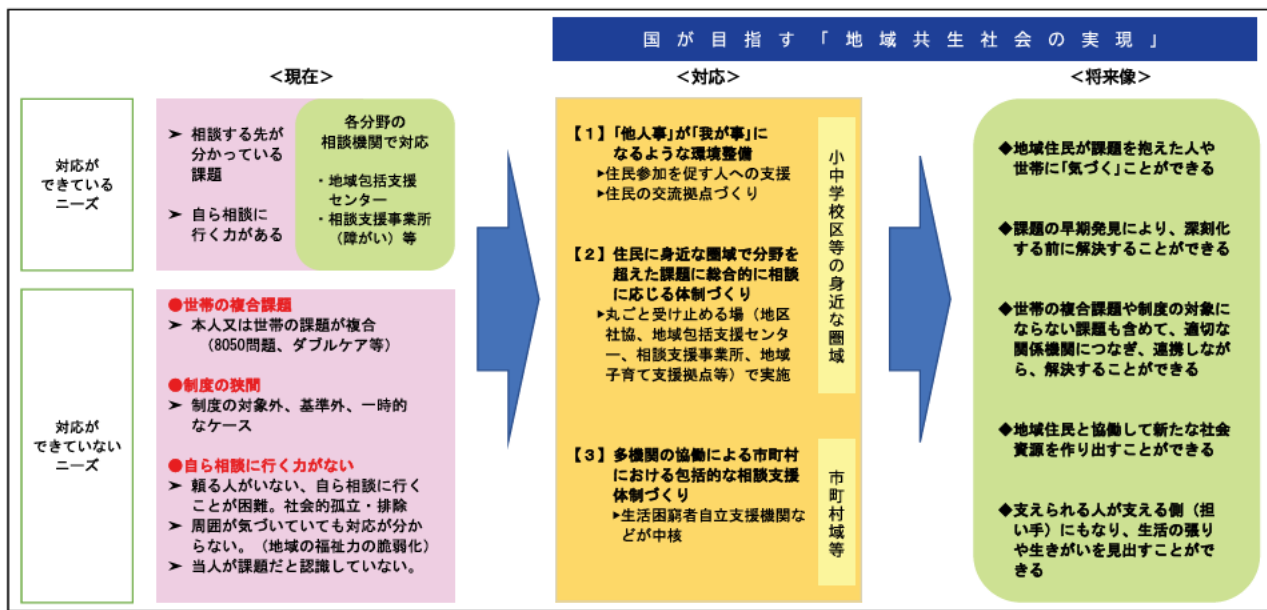
その中で、国は社会保障に対する具体的な取組の一つとして、『地域共生社会の実現』を基本コンセプトに掲げました。

「地域共生社会」は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。



地域共生社会イメージ

地域共生社会を実現するためには、「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくりや、制度の縦割りを超えてニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。



「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

2-3 社会福祉法の改正

平成12(2000)年の社会福祉法改正により、「地域福祉の推進」及び「地域福祉計画」に関する規定が設けられ、平成30(2018)年の改正においては、地域共生社会の実現を図るため、地域福祉計画に記載すべき事項について、次の2項目が追加されました。

①包括的な支援体制の整備に関する事項 (社会福祉法第106条の3)

⇒地域住民・支援関係機関等による地域生活課題の解決を包括的に支援する体制を整備するよう努めることとされました。

②地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 (社会福祉法第107条)

⇒他の福祉分野計画の上位計画として位置づけられました。